

学校いじめ防止基本方針

豊中市立箕輪小学校

令和8年（2026年）4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、「安心して生きること」「あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること」「自分らしく育つこと」「自分の思いや意見を表明できること」が大切にされなければなりません。 ※豊中市子ども健やか育み条例より

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「いきいきと学び続けるみのわっ子」を学校教育目標としており、その実現に向けて、めざす子ども像として「自律心（自分のため、みんなのため）」「協働力（つながり）」「創造性（自分たちでつくる）」の三つを柱として掲げている。いじめが重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察して確認する必要がある。「心身の苦痛を感じているもの」といったところにとどまらず、要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「いじめ不登校対策会議（コア会議）」

(2) 構成員

校長、教頭、生活指導担当者、養護教諭、支援コーディネーター、通級担当、スクールソーシャルワーカー

※必要に応じて、首席、人権教育担当者、各学年担当者、スクールカウンセラー、等

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定（※生活安全部会を中心に）

イ いじめの未然防止（スクリーニングシートを元にブロック会、及び生活安全部会で検討）

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修の計画

オ 学校いじめ防止基本方針の見直し

カ ケース会議計画実施

4 年間計画

- ・每学期みのわっ子アンケートを実施(必要に応じ適宜実施)
- ・隔週金曜日の朝「みのわっこを考える会」の実施
- ・必要に応じてケース会議の実施
- ・年間を通じての集団作りの取り組み

5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

コア会議は、毎週実施し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

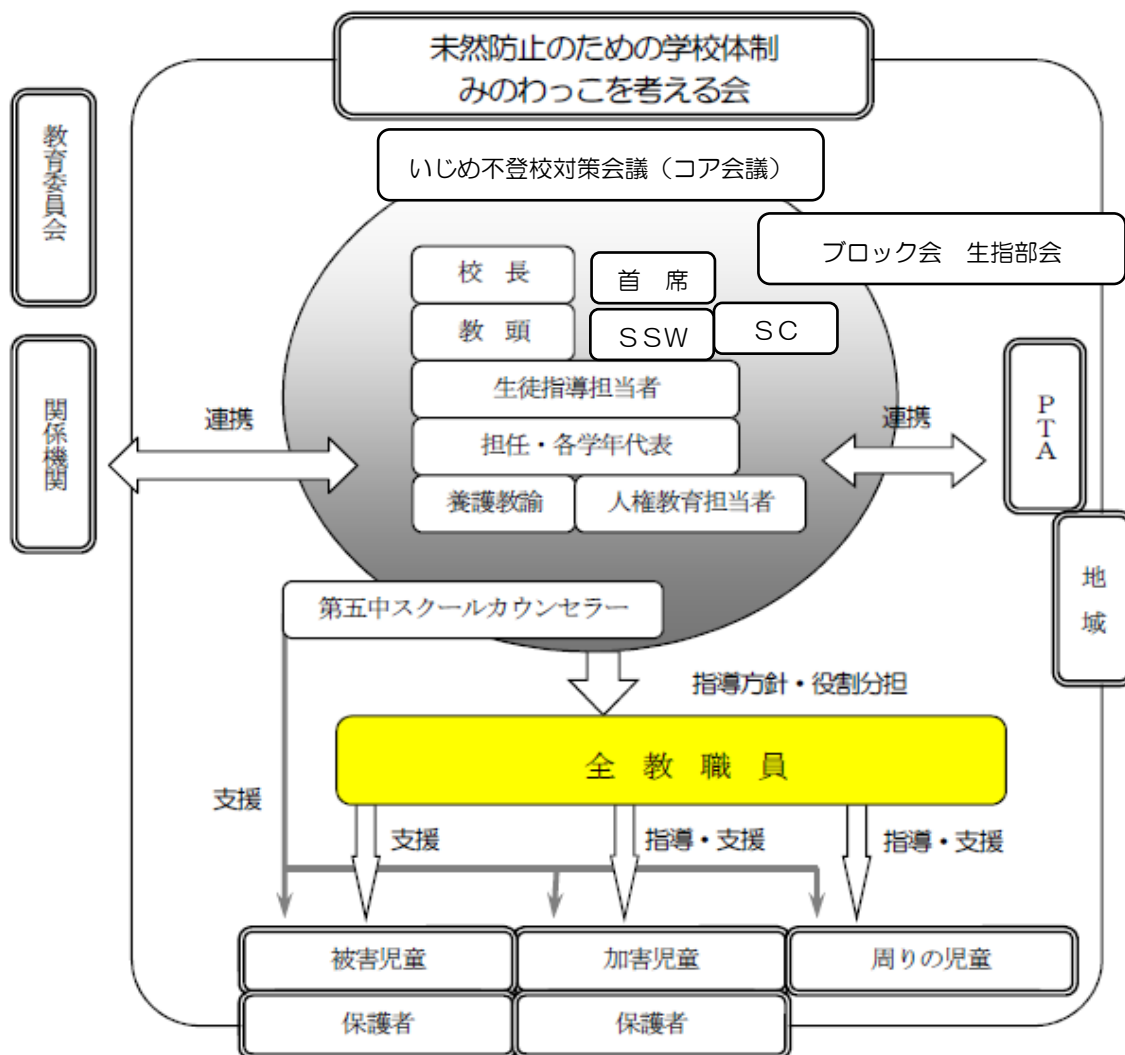
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ防止の基本姿勢として

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する
- ③いじめの早期発見のために様々な手段を講じる
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる
- ⑤学校と家庭が協力して事後指導にあたる



児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感を育て、自己有用感を味わい自己肯定感を育むことができるよう努める。命の大切さについての指導を行う。そして、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。見て見ぬふりをすることや知らん顔することも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりして、訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、「いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことによって児童の小さな変化を見逃さない感覚を身につけることが必要である。また、おかしいと感じた児童がいる場合は、学年会やブロック会、「みのわっこを考える会」などで気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守ることが必要である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として・・・

- ・すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。
- ・毎月スクリーニングシートを全教員で実施し、ブロック会で共有し、コア会議へつなぐ。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合は担任一人で抱え込まず、全体で当該児童を見守る。
- ・様子に変化を感じた児童がいる場合は教職員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の早期解決に取り組む。
- ・学期ごとにみのわっ子アンケートを行い、児童の行動や人間関係、悩みなどを把握する。
- ・相談する相手は、担任だけでなく、養護教諭等、誰に相談してもよいと知らせておく。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため・・・

問題が生じた時には家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集め指導に生かす。

(3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として・・・

担任だけでなく生活指導担当者・養護教諭・管理職など話しやすい相手に相談ができることを伝える。学校に相談しにくい状況がある場合は、教育委員会の相談窓口などを紹介する。

(4) 学校便りや学年便りなどにより、関係機関の相談体制を広く周知する。各学期の反省等により、適切に機能しているかなど、体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、豊中市個人情報保護条例及び本校のプライバシーポリシーに則り適切に対応する。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にあつたりする場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔いて、相手に謝罪しする、また、二度と同じ行動をおこさないという気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、必要に応じて外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、複数人を原則とし、ていねいに聞き取りを行う。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつた場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年所属メンバーや生活指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（ブロック会やみのわっ子を考える会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取って、いじめの事実の有無の確認を行う。その際、いじめにかかわる情報を適切に記録する。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、生指担当が集約し、管理職を通じて教育委員会に報告する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、必要に応じて所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、事実を正確に確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていると考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営をするとともに、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるようすべての教職員が支援に努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携する。
運動会や宿泊行事、校外学習等は、児童生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者と良好な人間関係を作っていくことができるよう、適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、コア会議等において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、各教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

7 いじめの解消

いじめの解消とは、いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいる、被害児童が心身の苦痛を感じていない（被害児童本人及びその保護者に対して、面談等による確認を行う）という2つの状態が続いている際、初めて言える。

しかし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安に関わらず教育委員会又はいじめ不登校対策会議の判断により、長期の期間を設定するものとする。

また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員で該当いじめの被害児童を守り通すという信念に基づき日常的に経過を観察する。

8 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより児童生徒が生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態。及び、いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態とされている。なお、相当期間の欠席とは、年間30日を目安とする。重大事態と想定されるケースとして、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合等が想定される。重大事態と考えられる事案が発生した際には、豊中市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。